

「産業活動活性化に関する行政評価・監視」

中小企業に係る経営革新・創業の推進を中心として

< 評価・監視結果に基づく勧告 >

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として
合規性・適正性・効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

概 略

背景

我が国の産業の基盤を形成している中小企業は、企業数の減少、経済環境の変化への対応の遅れ、国内産業の空洞化等により活力が低下

国は、経営革新と創業の推進を中小企業に係る基本的施策の一つとして位置付け、種々の立法措置（注）等により中小企業の経営革新及び創業を支援する事業の実施、支援センター等の支援体制を整備

中小企業の事業所数等の減少傾向は続き、依然として厳しい状況

- ・ 事業所数：644万社（H8） 607万社（H13）
- ・ 製造出荷額：16兆円（H8） 14兆7千億円（H13）

中小企業の経営革新・創業の推進や関係事業の効果的かつ効率的な実施が課題

この行政評価・監視は、関係行政機関や24都道府県の460の中小企業者を対象に、経営革新・創業支援に係る施策の実施状況等を調査

- （注）
- ・ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号。以下「創造法」という。）
 - ・ 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。以下「技術移転促進法」という。）
 - ・ 新事業創出促進法（平成10年法律第152号）
 - ・ 中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号。以下「経営革新法」という。）
 - ・ 中小企業指導法（昭和38年法律第147号）を中小企業支援法に抜本改正（平成12年法律第43号）

行政評価・監視の実施

今回の調査の結果、以下の点について改善すべき事項を勧告

- 1 経営革新支援の的確な実施
- 2 創業支援の的確な実施
- 3 経営革新・創業に関する投融資事業等の的確な実施等
- 4 経営革新・創業に関する技術的支援等の的確な実施

勧告先：財務省、文部科学省、
経済産業省
勧告日：平成16年1月19日

勧告1 経営革新支援の的確な実施

制度・仕組み

国は、経営革新法に基づき、経済環境の変化に対応して中小企業者等が行う経営革新(注)に対して支援措置を実施し、中小企業の創意ある向上発展を推進

経営革新指針(経済産業大臣が策定)では、経営革新に取り組む中小企業に対し「政策資源を重点配分」と明示

都道府県知事等は、中小企業者等が作成・申請した経営革新計画を審査・承認

国、都道府県等は、経営革新計画の承認を受けた事業者に対し、中小企業経営革新支援対策費補助金(注)(以下「経営革新補助金」という。)等の各種支援措置を実施

国及び都道府県は、承認を受けて事業者が実施する経営革新計画に係る事業の実施状況を把握し、必要な指導及び助言を行う。

都道府県は、経営革新補助金の交付を受けた事業の実施状況を把握し、その企業化への必要な指導及び助言を行う。

(注) 新商品の開発・生産、新たな販売方式の導入等により経営の相当程度の向上を図ること。
平成15年度当初予算額：12億6,600万円

現状・実態

平成14年度末現在の経営革新計画の承認件数は9,582件
平成11年度：1,348件、12年度：2,594件、13年度：2,299件、14年度：3,341件

国の目標(平成13年6月産業構造改革・雇用対策本部決定)
「3年間で2万社の経営革新を実施」

調査した承認130事業者(計画進行中のもの)のうち、計画どおり事業が進ちょくしているものは53事業者(41%)

調査した経営革新補助金の交付を受けた86事業者のうち、製品の販売に至ったものは41事業者(48%)、うち利益を上げているものは10事業者(12%)

国は、経営革新指針が示した「政策資源の重点配分」については、一部の支援方策のみを例示

調査した24都道府県のうち、承認事業者に対し、経営の向上の状況調査結果に基づく指導及び助言を行っているのは14道府県、経営革新補助金の交付を受けた事業者に対し、企業化への指導及び助言を行っているのは3県

勧告要旨

経営革新計画の承認事業者に対し各種支援措置を重点的かつ総合的に行うため、承認と支援の計画的実施などの具体的方策(注)を充実すること。また、都道府県に対し、これに基づき、技術的助言を行うこと。

経営革新補助金について、都道府県が補助事業終了後における事業の進ちょく状況を把握・分析・評価し、その結果に基づき企業化への指導及び助言が行えるよう補助金交付要綱等の内容を充実すること。また、都道府県に対し、これらに基づき適切な指導及び助言を実施するよう指導すること。

(経済産業省)

(注) 都道府県と信用保証協会、政府系中小企業金融機関、中小企業支援センター等関係機関との連携強化、情報の共有化など

勧告2 創業支援の的確な実施

制度・仕組み

国は、創造法に基づき、中小企業の創業や技術に関する研究開発等を支援するための措置を実施し、中小企業の創業及び研究開発等を通じた新たな事業分野の開拓を推進

事業活動指針（経済産業大臣が策定）では、認定事業者の課題に応じた内容について総合的かつ一貫した支援を行う必要があると明示

都道府県知事は、中小企業者等又は事業を営んでいない個人が作成・申請した研究開発等事業計画を審査・認定

国、都道府県等は、研究開発等事業計画の認定を受けた事業者に対し、地域活性化創造技術研究開発費補助金（創造的中小企業振興枠^(注)）（以下「創造補助金」という。）等の各種支援措置を実施

国及び都道府県は、認定を受けて事業者が実施する研究開発等事業計画に係る事業の実施状況を把握し、必要な指導及び助言を行う。

都道府県は、創造補助金の交付を受けた事業の実施状況を把握し、その事業の企業化への必要な指導及び助言を行う。

（注）平成15年度当初予算額：13億1,700万円

現状・実態

平成14年度末現在の研究開発等事業計画の認定件数は9,875件
平成11年度：1,545件、12年度：1,251件、13年度：1,174件、14年度：1,110件

国の目標（平成13年9月産業構造改革・雇用対策本部決定）
「開業・創業を5年で倍増（本部決定時18万社/年）」

調査した認定271事業者（計画期間が終了したもの）のうち、計画を達成したものは122事業者（45%）

調査した創造補助金の交付を受けた217事業者のうち、製品の販売に至ったものは84事業者（39%）、うち利益を上げているものは16事業者（7%）

国は、事業活動指針が示した総合的かつ一貫した支援を具体化した支援方策を明確に示さず

調査した24都道府県のうち、認定事業者に対し、実施状況報告結果に基づく指導及び助言を行っているのは6県、創造補助金の交付を受けた事業者に対し、企業化への指導及び助言を行っているのは5道府県

勧告要旨

研究開発等事業計画の認定事業者に対し各種支援措置を重点的かつ総合的に行うため、認定と支援の計画的実施などの具体的方策^(注)を充実すること。また、都道府県に対し、これに基づき、技術的助言を行うこと。

創造補助金について、補助事業の進ちょく状況の把握結果を活用する等により都道府県が企業化への指導及び助言が行えるよう補助金交付要綱等の内容を充実すること。また、都道府県に対し、これに基づき適切な指導及び助言を実施するよう指導すること。

（経済産業省）

（注）都道府県と信用保証協会、政府系中小企業金融機関、中小企業支援センター等関係機関との連携強化、情報の共有化、認定事業者に対するフォローアップなど

勧告3 経営革新・創業に関する投融資事業等の的確な実施等

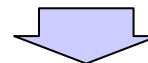
制度・仕組み

- ベンチャー創出支援事業
中小企業総合事業団は、創造的な事業活動を行う中小企業者に対しベンチャー財団(注)が社債又は株式の引受けにより資金支援(投資)を行う場合、当該ベンチャー財団に資金を融通するベンチャー創出支援事業(注)を実施
- 信用保険事業
国は、中小企業の信用を補完するため、保証協会(注)が債務保証する信用保証制度、中小企業総合事業団が保証協会の債務保証に保険を付す信用保険制度を設けている。
中小企業の経営革新・創業の推進を目的とした特別保証は、研究開発等事業関連保証等10種類
保証協会は、金融機関から定期的に保証委託者(注)の債務の履行状況の報告を受理



現状・実態

- ベンチャー創出支援事業
平成13年度末現在の累積投資額は270億円
調査した投資後3年経過した企業(145事業者)の経営は、深刻な状況破たん：26事業者、3年連続当期損失：21事業者、累積欠損が減少傾向にない：15事業者
国は、ベンチャー財団に対し、投資先企業の実態等を把握するよう求めた以外は、経営内容を常態的に把握・分析・評価し、その結果に応じた的確な措置を講ずる旨の指導は、特段実施せず
- 信用保険事業
調査した23保証協会における特別保証の代位弁済は増加(平成11年度：66件、14億円 13年度：381件、37億円)
求償権の回収額の割合は低下(平成12年度：2.6% 13年度：1.8%)
中小企業総合事業団の信用保険制度に係る特別保険の収支は赤字が増加(平成11年度：13億円 13年度：35億円)
代位弁済の発生を回避することを目的に、保証委託者に対して積極的な指導及び助言を行っている保証協会は半数程度



勧告要旨

- ベンチャー創出支援事業
ベンチャー財団に対し、投資先の経営内容等を的確に把握し、その結果に対応した的確な措置を講ずるよう指導すること。
- 信用保険事業
保証協会に対し、金融機関との連携を強化し、債務の履行状況報告等を通じ、特に必要と認められる保証委託者については、期中管理を一層充実させるとともに、代位弁済が生じた場合には、求償権の回収促進を図ることについて指導すること。
中小企業総合事業団に対し、保証協会における代位弁済金の回収促進が図られるよう必要な措置(注)を講ずることにより、信用保険部門の財務の健全性の確保を図るよう指導すること。

(経済産業省)

(注) 回収計画及び回収促進策の策定、求償権回収の進ちょく状況の定期的な報告など

勧告4 経営革新・創業に関する技術的支援等の的確な実施

制度・仕組み

(承認TLOの活動)

文部科学省及び経済産業省は、技術移転促進法に基づき、特許権等の譲渡により、大学等における技術に関する研究成果を民間事業者に移転しようとする機関（TL (注)）のうち、事業実施計画が国の基準に合致するものを承認し、特許料の減免や補助金交付等の助成措置を実施

事業実施計画の承認を受けた機関（承認TL）は、毎年度、事業実施状況報告書を提出

(注) 技術移転実施機関 (Technology Licensing Organization)

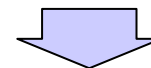
現状・実態

(承認TLOの活動)

承認後2年以上経過した17承認TLOをみると、ライセンス収入の費用に対する割合は低い(40%超: 3機関、40%以下5%以上: 8機関、5%未満: 6機関)

また、補助金を受けている25承認TLOをみると、補助金収入の全収入に占める割合は高い(50%超: 9機関、50%以下25%以上: 7機関、25%未満: 9機関)

承認TLOに対する指導及び助言の実施状況をみると、文部科学省では民間事業者への研究成果の移転については指導等を行っておらず、経済産業省では重点的に指導対象とする機関の選定が十分に行われていないなど、不十分な状況



勧告要旨

(承認TLOの活動)

承認TLOから報告される実施状況報告書等の内容を分析・評価し、これを踏まえた重点的かつ効果的な指導を行うことができるよう仕組みの整備・改善を行い、これに基づき、活動が低調な承認TLOに対し、改善策を講ずるよう指導及び助言を行うこと。

(文部科学省及び経済産業省)

その他勧告事項

政府系中小企業金融機関における特別貸付制度の周知の充実 (財務省及び経済産業省)

新事業開拓助成金を交付する事業の的確な実施 (経済産業省)

中小企業支援事業の的確な実施 (経済産業省)